

食安監発1202第2号
平成25年12月2日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

輸入牛肉等の安全確保について

今般、食品安全委員会における「アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」に基づき、アイルランドから輸入される牛肉等については、本日付け食安監発1202第1号により取り扱うこととしています。

これに伴い、「輸入牛肉等の安全確保について」平成16年7月30日付け食安監発第0730003号（最終改正：平成25年2月1日食安監発0201第2号）の注）を以下のとおり改正することとしましたので、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

注）取扱いを別途定めた通知一覧（平成25年12月2日現在）

- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第3号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第4号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第5号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第6号
- ・平成25年12月2日付け食安監発1202第1号

(参考)

食安監発第0730003号

平成16年7月30日

(最終改正：平成25年12月2日付け食安監発1202第2号)

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公印省略)

輸入牛肉等の安全確保について

BSE発生国等から輸入される牛肉等については、平成13年2月15日付け食監発第18号及び平成15年12月26日付け食安監発第1226001号により取り扱っているところです。

しかしながら、従来、BSE発生リスクが低いとされていた国々において、次々にBSEが発生する最近の状況を踏まえると、現在BSE未発生である国において万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する必要があります。

については、取扱いを別途定めた国を除くすべての国からの牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、頸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）の輸入については、これを控えるよう輸入業者への指導方よろしく願います。

注) 取扱いを別途定めた通知一覧（平成25年12月2日現在）

- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第3号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第4号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第5号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第6号
- ・平成25年12月2日付け食安監発1202第1号